

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

平成 29 年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

平成 29 年度の各地方公共団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の概要

- まち・ひと・しごと創生事業費関係
「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の措置にあたり、補正係数の算定方法に関する規定を見直し。
- 市町村の姿の変化に対応した算定関係
平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、地域振興費、その他の教育費において、人口密度による需要の割増し等に係る補正係数の算定方法に関する規定を整備。
- 東日本大震災関係
東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査の 65 歳以上人口等についての特例措置を講じる規定を整備。
- 教職員給与費の道府県から指定都市への移譲関係
教職員給与費の道府県から指定都市への移譲に係る経費の措置にあたり、補正係数の算定方法に関する規定を整備するとともに、道府県から指定都市への個人住民税所得割の税源移譲に伴い、基準財政収入額の算定方法の特例に関する規定を整備。
- その他所要の年次更新
それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

3. 施行期日

平成 29 年 7 月 25 日に公布・施行（普通交付税の額の決定日と同日）